

生活保護制度をめぐる課題について

大阪府立大学 嵯峨 嘉子

はじめに

- ・生活保護における相次ぐ餓死事件、申請拒否
(→市民団体、弁護士、司法書士、研究者によるネットワークづくりへ)
- ・OECD、相対的貧困率(2000年) OECD 25ヶ国中第5位: 15.3%
(※相対的貧困率; 中央値の50%未満の所得を得ている人の割合)
- ・『「国民生活基礎調査」(2005)
生活意識: 「苦しい」(「大変苦しい」23.0%、「苦しい」33.2%) 56.2%、年々増加
- ・しかし一方で絶対的な貧困観にとどまる(青木)

1. 近年における生活保護制度の政策動向

- *財政制度等審議会における生活保護に対する言及
- *社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会最終報告書
(2004年12月15日)
- *成長力底上げ戦略(基本構想)(2007年2月15日)
- *『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定(2007年度初年度)
ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引き上げ

(1) 保護基準、各種加算の見直し

老齢加算、母子加算の見直し、リバースモーゲージの導入 → 07年度予算400億円減。

○低所得母子と生保母子世帯との生活格差

- ・厚労省調査「社会生活に関する調査」2003(低所得母子 n=73、生保母子 n=119)
- *「親しい人(別居家族・親族)の存在」
低所得母子 84.9%、73.9%
- *「親しい人(近所)の存在」
低所得母子 64.4%、生保母子 44.5%
- *「相談に乗ってくれる人の存在」
低所得母子 84.9%、生保母子 61.3%

→ 金銭給付で補填可能な部分だけではなく、ソーシャルワークの課題として捉える必要性は?

(2) 自立支援のあり方

福祉事務所における自立支援プログラムの実施

＊両義的な評価

→ ワークフェア的な捉え方の強まりと生活保護におけるソーシャルワークの見直し

2. 実施体制上の課題

(1) 全国的な傾向 - 『福祉事務所現況調査』より

＊低下する充足率

＊

＊職員充足率の低さ、業務負担感の高まり

＊職員の専門性の課題

＊事例検討会などワーカー間における課題の共有化の機会の欠如

＊専門職の非正規化

3. 政策的課題

＊社会保障制度の課題が生活保護制度へ集中

高齢期の所得保障、失業時の所得保障、住宅手当制度の欠如

＊いくつかの政策提言（岩田、布川）

・各種扶助の単給化

住宅扶助等

・市長・知事会提言：稼働年齢層と高齢者層で制度を分立。有期限化

＊セイフティネット型からトランポリン型の生活保護制度へ

入りやすく、出やすい制度へ

＊実施体制の改善に向けて